**令和５年度**

**第１回大阪府子ども施策審議会**

日　時：令和５年８月１日（火曜日）

 　１４時００分から１５時３０分まで

場　所：ホテルプリムローズ大阪　羽衣

【議題１】会議の運営について

■部会委員及び部会長の指名　⇒　会長から「資料1-1」から「資料1‐4」のとおり指名

■資料２について、事務局から説明

〈委員〉

・令和4年中頃に、こども家庭庁設立準備室から各所属長宛に「こども」の表記に関する依頼があったかというふうに認識している。年齢ではなくて、その心身の発達過程にあるこどもを表すために、ひらがな「こども」を使ってくださいというようなお願いが　あったと思っている。

・大阪府において、新たに設置される審議会等の名称に漢字「子ども」を使うのは、どのような議論でそういう結論になったのか教えてほしい。

〈事務局〉

・国は、ひらがな「こども」ということで、定義は心身の発達の過程にあるものということとなっている。

・大阪府は、例えば条例であるとか、規則、それから出先機関の表記において、これまでずっと漢字の「子ども」を使ってきた。　そのような中で、府民及び関係機関に広く浸透しているため、そのまま漢字を使わせていただく。

・ただ漢字の「子ども」の定義については、今度議会に上程させていただく「子ども家庭審議会条例」の中で、漢字「子ども」でも国のひらがな「こども」と同じ定義であるということを、条文に書くように考えている。

〈会長〉

・実は昨日、日本学術会議で、漢字の「子ども」、ひらがなの「こども」があったり、実は文科省はこどもの「供」はまだ漢字である。国の省庁でもバラバラな状況で、現場が混乱しているっていうので、学術会議でも言われて苦情を言われていることであるため、補足しておく。

〈委員〉

・子ども家庭審議会というのは、何をすればいいのか。

・子ども家庭審議会は、社会福祉審議会児童福祉専門分科会と子ども施策審議会の両方の議論を幅広く取り込むのか。

〈事務局〉

・社会福祉審議会児童福祉専門分科会と子ども施策審議会において、部会の数が増えていることがあり、統合することによって、効率的に議論ができるということがある。

　・例えば、児童福祉施設・⑥保育所・⑦認定こども園等認可等専門部会は、元々はバラバラであったが、それを統合し議論が効率よくできるようにと考えている。⑩（仮称）大阪府子ども計画策定専門部会においても、社会的養育体制整備や、　⑨子どもの貧困対策、それからひとり親家庭等自立支援計画等もあわせて、そこで議論をするというように統合するところが特徴的なところ。

〈委員〉

・「子ども」という「子」の漢字表記について、民法上はいくつになっても「子」という字を使っている。

・「子ども」という言葉からイメージとしては幼い子たちを思うが、今後は、就学前から学童だけではなくて、もう少し年齢層の高い子どもたち、とくに社会的養護では18歳を超えて、実質、もう少し先の年齢まで保護できるようになってきたことで、わざわざ「子」と残しておく意味はあると考えている。

・もう一点、児童福祉専門分科会と子ども施策審議会が合体して子ども家庭審議会になるということだが、かねてから国連の児童の権利委員会が、「子ども施策について統一した体制で行うべし」とずっと掲げてきている。それがようやく少し実現し始めているのかな、そういう印象が、私の印象。

・今後、子どもが育つ環境を整えるという観点からは、暮らしというのはものすごく多面的なものであるため、いろんな側面から　議論して施策を考えていくことが大事だと考えている。

〈事務局〉

・まず一つは、今、社会福祉審議会の中に専門分科会がある。専門分科会にいくつかの部会がぶら下がっている、大きなイメージだが、この間のこの分野の専門化というのが進んできている。一方で、社会福祉審議会は社会福祉法に基づき、福祉全体について審議していただいているという中で、子ども家庭施策に特化したものではない。専門分科会の審議の内容については、本審機能を経ずとも、部会内で解決するような規定になっている。

・一方で、子ども施策審議会は、かつての法改正により別途設置されたという経緯があり、今般、子ども家庭局を新たに設けたことを踏まえ、審議会の体制を検討した。

・子ども家庭施策の広がりはさらに深化していく、幅広く議論を進めていく、そして一つの審議会の中で効率的に議論いただくという方向性を考えている。そもそも児童福祉法の中に児童福祉審議会を都道府県に設置するという規定がある。

・これは必ずしも児童福祉審議会を設置しなくても、社会福祉的審議会にその機能を持たせるということも、法令上は可能。こういった状況の中で、全体を統括する子ども家庭審議会を設置し、議論いただいて、なおかつ効率的に審議していただこうというのが今回の趣旨である。

・このように束ねる一方で、今後の子ども家庭審議会においては、その他必要と認める事項についての調査審議をしていただくということで幅広くご審議いただけるように設定をしてまいりたいと考えている。

・そういう意味で、社会福祉審議会と子ども施策審議会に置かれていた機能・権能を、ひとつの子ども家庭審議会というところで大きく捉えながら、さらに深化していく議論をしていただきたいと考え、今回の運びとしている。

〈委員〉

・資料２中頃の表のA⑥保育所認可等部会がある。Bに⑦幼保連携型認定こども園認可部会とあり、右の方に転じたら⑥は保育所、⑦認定こども園等認可等となっている。これを見る限りは左の表の中では、⑥保育所に限る、⑦幼保連携型認定こども園に限ると、いうふうに読み取れるが、この新しい組織になったときに、⑥は保育所、⑦が認定こども園等という表現になっているため、この中には幼保連携型認定こども園、それから幼稚園型認定こども園そしていわゆる私学助成の幼稚園、あるいは地方裁量型の幼稚園というものが新たに含まれるようになったという解釈でよろしいか。

〈事務局〉

・今までの子ども施策審議会の幼保連携型認定こども園認可部会で行ってきた分を⑦としているが、これまでと同様の対象の施設ということになる。

〈委員〉

・「等」というのは、児童福祉施設、保育所、認定こども園、この三つを合わせた、「等」の認可等専門部会ということじゃないでしょうか。今までは保育所の認可部会、認定こども園の認可部会だったものを、新しく児童福祉施設を加えた中で、3施設を「等」とまとめた認可部会ということだと私は解釈している。

・そこには多分、幼稚園と保育所型、幼稚園型、地方裁量型というものはここに入らない。

・今まで１つずつだったのを、３つをまとめた認可部会ということだろうと。

〈事務局〉

・委員のご認識のとおり。

・これまで保育所、認定こども園それぞれの部会で審議していただきました。これについてはそれぞれの専門性がかぶるところも、違うところもあるが、効率化を図るために一体的に審議できる体制ということで、審議していただく対象や内容について、今の保育所、認定こども園から変わるというわけではない。

・幼稚園はまた別の状態でございますので、その辺のご懸念はない。

・後半の「認可等」とは、認可以外の事業停止等も含めての等になってございます。

〈委員〉

・子どもの健全育成という、「健全」が必要なのかと。

・「健全」について何か特段意味があるのかどうか、教えていただきたい。

〈会長〉

・事務局は、終わるまでには回答をお願いする。

【議題２】（仮称）大阪府子ども計画について

■資料３～５について、事務局から説明

〈委員〉

・資料４に「子育ての経済的精神的負担」というのがあるが、ここに書かれていないのは時間軸のことが、時間的なことが不足していると思う。子どもを預けることによって、家庭で子どもと向き合う時間がないというような現状があるため、時間軸の話、例えばワークライフバランスの言葉を入れた方がよい。

・資料４の裏側の一番右下に「幼稚園・保育所等の子育て支援の充実」とある。幼稚園連盟は未就学園児教室を何十年も前から行って、知事要望でもそこに補助を出してほしいということを言い続けているが、いまだ実現がなされていない。そういったことも踏まえて、今後前向きに実施をしていただくことをお願いする。

・最後の資料５の一番下の保育所のところの、保育士の確保とある。下から2行目のところに「不足する恐れがある」とあるが、もう既に不足している。したがって、「さらに不足が拡大する恐れがある」とするのが実態だと思うため、修正をお願いする。

〈委員〉

・資料４について、男性の育休取得率が上昇する中、これから育児に取り組まれるような、主に妊娠期ぐらいからの男性向けの支援や、あるいはパートナーの方も含めて2人とも支援するような施策が必要だという視点を盛り込むことを検討していただきたい。

・背景としては、2022年度の男性育休取得率が17.13％で、全国で3ポイント上がったというニュースもあったところで、育休をとる男性が少しずつ増えているが、その男性たちは「知識がない、経験がない、支援がない」という三重苦の中で育児に取り組まないといけない現状がある。

・自治体の女性向けの支援メニューは、母親だけを対象にしたものがまだ多いのが現状で、私も実際子どもが小さい時に参加しようと思ったら、なかなか参加しづらいということが多かった覚えがある。

・支援がないという面では、男性が育児に参加した場合に、女性とそう変わらない割合で「産後うつ」になる男性が出てきているという問題も挙げられている。産院での両親学級や精神科医による診療などに民間で行われていることもあるがそれだけでは不十分なので、行政の立場からも、妊娠期からの男性の支援、あるいはパートナーを巻き込んだ支援をぜひ検討いただきたい。

・資料５について、男女共同参画や育児と仕事の両立、多様な方への配慮といった面で、時代の変化に追いついていない記述や配慮が足りない点も散在しているように見える。そういった視点で全体の設問を見直していただきたい。

・一例を挙げると、この調査票は男性でも女性でも、母親でも父親でも回答できる想定だと思うが、もし父親が書いていくと、「もうひとり子どもを生みたいと思いますか」という問６でストップしてしまう。最近でも別の自治体が妊婦の方向けに配布した文書の内容が時代錯誤だと指摘されるなどしている中で、男女どちらでも答えやすく多様な方に配慮したユニバーサルな設問・選択肢といった面で、もう少し見直す必要があると感じた。

〈委員〉

・この4月からこども基本法も施行されて、本当にいろんなものができては「一体どういうものなのか」というのを把握することに、本当に時間かかると思う数ヶ月間だったと感じる。

・大阪府の子ども家庭施策が目指す、「計画の考え方」も「基本的な目標のたたき台」も非常に理解できる。「基本的な方向」については本当にいろいろとご議論されて、1・2・3という形で、基本的な方向が示されていると思うが、これをどのように具体的にしていくのか、見える化を目指していただきたい。

・ニーズ調査について案が示されているが、平成30年度の調査票のひな型を示すということで、「何のために調査をしていくのか」や、「これまでと同じ調査票を示すことによって何が見えてくるのか」というところも、調査される方全員が分かるように伝えていく方法を考えていただきたい。

〈委員〉

・このスケジュールを示し、前向きに計画策定を進めようとしている大阪府の姿勢が素晴らしいと思う。

・その上で、資料4の理念について、基本的なたたき台を下部で示されており、基本的支援で「こどもまんなか」の記載がある。説明の際、右側でライフステージに沿ったものという説明で、幼児期から思春期、青年期、子育て期とあったが、「こどもまんなか」だったら乳幼児期からの始まるのではないか、「３」が最初じゃないのかというように、子どもを中心に捉えるなら、1・２は子ども期の話をしているが、急に大人の話、大人のライフステージの話になっているっていうのが若干気になった。

・こども大綱、国の動きのところで「（3）こども大綱は三つの大綱が一元化」と書いてあり、少子化社会対策大綱というのも記載されている。下の部分を改めてみると、いわゆるその少子化がこども大綱に含まれていて、都道府県計画は、こども大綱を勘案して策定することとなっているが、あまりこの少子化部分をどう捉えるのか、出生率がどうであるとか、課題の部分には書かれているが、今後の方向性のところにあまりそういった点が示されていない。府庁内でそれをどう捉えているのか、考えを伺いたい。

〈事務局〉

・基本方向で、子ども・子育てのライフステージに合わせたっていう部分については、中でも検討を続けている。

・実際に、現行の子ども総合計画は3番から始まっている。国が出すこども大綱や、国の「こども家庭審議会」で議論されている資料等をみると、その整理というのは、「こども」というのは、ひらがなこどもで、表現だけでは年齢がよくわからない。

・したがって、それぞれに時期で区切って整理をしているという国の資料をみて、それに合わせて支援を組んだ方が、国のこども大綱を勘案したと言えるのではないかと整理をした。

・委員からご指摘いただいているとおり、少しずれているところが当然あり、その部分については議論をしつつ、またご意見をいただきつつ、全体の方向的にはこういう形で進めていきたい。

・ただ、実際どのような表記にするか、どういう内容を埋め込んでいくかなど、現時点では全てを盛り込めていない状態。

・ご指摘いただいた少子化対策についても、今回こども大綱の中に少子化が入ることになるので、具体的にその表現等をどういう形で入れるかは、まだ府庁内できちんと議論が進んでない状態であるため、資料には入れていない。

・しかしながら、実際には少子化は当然入ってくるため、それについてはきちんとこの新しい子ども計画の中でも、位置づけて取り組みを進めていかなければならず、見える化していかなければならないと考えている。

〈会長〉

・前の計画を作った際のメンバーで言うと、この場には委員と私の2人しかいない。

・前回もいろいろ議論して、1・2・3の順番にしたと思いますし、このあたり、もし委員何かご意見等あれば。

〈委員〉

・いわゆる10年の計画が作られると、その間に国の施策が変わってくる。先般の障がいの審議会でも答申がでたり、保育のところでも、「こども誰でも通園制度」というようなものが今検討されていたりというところで、10年の計画ができてしまったら、「これに基づくので、その他のことはここには含めない」ということではなく、付加されるもの、追加されるものについては、臨機応変に対応していただきたい。

・計画を作って、その後の経過を見ながら、「これが新たに出てきたが、なぜ含めないのか」というのが一番の思いとしてあった。特にもう見えている「こども誰でも通園制度」というようなものは、全市町村でしていただかなければならない状況にある。今のところ全然見えていないのが現状ではあるが、そうしたところだろうと思う。

・基本方針３つについては、当然成長の過程の中で、前の計画では3・1・2の順番となっている。それが今回、1・2・3に、青年期からということになっているが、こども大綱がどうなるのかというところ、他の施策や他の目標とどう整合性がとれるのかというところは、しっかり協議いただきたい。

〈委員〉

・基本的視点の「こどものまんなか」について、昨今、視座・視野・視点ということのように考えるが、この考え方は、視座、つまりどこから見ているかについては、子どもとなっている。

・どこまで見ているかの視野は、今いろいろな部会が立てられている形だが、この形で全部把握できるかという側面がある。部会の中で、その周辺、つまり関わっている部分があるはずで、そういうところも意識をしていなければならない。

・部会の中に、教育という部分はあまりないが、幼稚園は都道府県が関わっていたため、特に幼児教育という観点から、幼稚園の関係者には入っていただいている。

・同時に、青少年健全育成条例、健全が必要かについては、「青少年育成審議会」でもよかったのかなと考えるが、欧米諸国に倣う必要はないが、子どもの政策領域は「チャイルド」と「ユース」と、「ヤングオフェンダー」つまり少年犯罪の領域があって、今回そういう青少年の周辺で、その視野を、ここにないものがまだあるじゃないかという観点を持ちながら見ていくことが大事。

・最後に視点について、子どもの人権だと考えている。子どもの権利というところで、昭和37年に、厚生省が初めて児童家庭白書（児童白書）を出した時に、昭和30年代に入って、青少年の自殺あるいは少年犯罪が社会で顕在化し、またやがてこの国は少子化がくるということを理解された厚生省が、児童福祉白書を出された。

・それが1963年で、児童憲章施行15周年だったと思うが、その時代に厚生省の中に児童家庭局ができ、白書の中に、「子どもが育つ環境をまず守る、だから子ども家庭福祉なんだと、児童家庭福祉なんだ」と、そういうふうに書かれている。その後、日本が子ども権利条約を批准した年、その年は国連の国際家族年であった。つまり、一人ひとりの家族の構成員を民主的な営みの中で、家族の中のデモクラシーを図る。だから一人一人の子どもをまず大事にする、子ども主体に子どもの権利を守っていく。

・そういう軸が、子どもがどんどん減っていく少子化の中でも、とても大事な取り組みであり、同時に、これからニューカマーの外国人の方がこられたときに、家族がいることも大事ですけども、やはり子どもの姿を見ながら子どもの権利を守っていくという手段・視点が大事になってくる。

〈委員〉

・このような計画において、教育委員会・教育部門との連携がいつも問題になる。その連携がなかなかうまくいかないところがあるため、計画を実施していくにおいては、そういった連携の部分についてもしっかりと考えていただきたい。

〈委員〉

・前回の「子どもの生活に関する調査のアンケート」の取りまとめ結果を受けて感じたのは、オール大阪で一定、これぐらいの調査の対象者でいいだろうという数字では、現場の地元自治体において臨場感がある内容にはならないのではないかと思っている。

・個別の市町村での結果集約により、その市町村の課題も見えてきた。問題はその課題を、どう自治体が着手できるか、してきたのかということ。

・経済的な虐待、人的な虐待、さらに社会的な虐待に全力投球して、非常に課題を抱えている貧困層に対して、今その課題に着手する。このような集約の仕方が、なかなかオール大阪的な関係としては見えない。

・大阪府で調査し、出てきた課題について施策の見直しを精査し、そして不足の部分を事業化することも大切だが、地元自治体の臨場感が出てくるような調査の仕方についても、大切なことだと考えている。

〈会長〉

・2015年の計画策定のときに、この基本方向の1・2・3をどういう順番にするのか、かなり議論をした。その中でこどもまんなかという観点での順番にしているが、そこがちゃんと言い伝われてないところも課題だと考えている。

・調査票についても、「時代的にこういうふうに文言変えたらいい」という意見等は、事務局に出してもらいたい。

【議題３】その他

■資料２について、事務局から委員任期の補足説明

〈事務局〉

・先ほど委員から質問のあった健全育成条例について、大阪府の青少年健全育成条例を昭和59年に作っている。非行防止の観点から規制をかける条文があり、そういった関係で健全という言葉が入っている。条例の前文でも健やかな青少年の育成について記載があるため、「健全育成」ということにしている。

〈委員〉

・違和感を感じる。全部、当たり前のこと。

〈会長〉

・委員の違和感はあるとは思うが、説明としてはそうだということ。

〈委員〉

・教育という視点から言うと、大阪府の教育庁の方もオブザーバーでもいいので、出席していただきたい。

〈会長〉

・例えば、「子どもの貧困に関する生活実態調査」は、学校教育で全ての家庭に配布していくというところで、教育と子ども家庭局との連携がないと全くできないこと。

・そういったことが多々あると思われるため、教育と福祉、連携して進めていただきたい。